

## 植込型補助人工心臓管理施設認定基準

管理施設の認定期間は認定日から5年間とし、毎年1月1日に新規施設の認定を行うこととする。

但し、事情により年度途中で認定の場合には4年後の12月31日までの認定とする。

- (1) 心臓血管外科専門医修練施設(基幹・関連)あるいは日本循環器学会指定研修施設である。
- (2) 1) 体外設置型補助人工心臓認定施設、または 2) 植込型補助人工心臓実施認定施設と密接に連携を取れる施設で、認定施設と協力して保険償還された植込型補助人工心臓装着患者の管理を入院の場合30日以上、外来の場合90日以上継続して行なった経験がある(\*)。  
なお、連携とは、装着患者の管理の指導ならびに支援が受けられる条件にあることを意味し、この関係を示す書類を添付すること。
- (3) 植込型補助人工心臓管理医あるいは植込型補助人工心臓実施医が1名以上常勤していること。ただし、当面の間は#1および#2を満たす心臓血管外科専門医あるいは#1および#2を満たす循環器専門医のいずれかの資格を有する常勤医が1名以上いることでもよい。
- (4) 管理する植込型補助人工心臓に関する所定の研修を修了している医療チームがある。医療チームには心臓外科あるいは循環器内科の医師、看護師、臨床工学技士を含み、全員が#2を満たすこと。また、人工心臓管理技術認定士がいることが望ましい。
- (5) 補助人工心臓装着患者の在宅治療管理体制が組め、緊急対応が取れる。
- (6) 補助人工心臓治療関連学会協議会による認定・評価を受けること。  
なお、評価を受けることの同意、並びに、評価にて重大な問題点を指摘された場合には、管理中の患者に不利益が生じないよう然るべき措置を速やかにとることに同意を示すこと。
- (7) Japanese registry for Mechanically Assisted Circulatory Support(J-MACS)に参加し、その運営に協力することに同意していること。  
また、J-MACS が ISHLT Mechanical Assisted Circulatory support (I-MACS) Registryに参加することに同意していること。

なお、J-MACS への登録業務を申請施設で行う場合には参加後に諸手続きを行うこと。  
登録業務を申請施設で行わない場合には、認定施設が継続して行うことに同意すること。

\*： 管理を経験した植込型補助人工心臓装着例については、別紙により申告すること。

# 1： 申請前の 3 年以内に以下に示す研究会等に 1 回以上参加していること。

日本臨床補助人工心臓研究会

以下に示す学会における人工心臓・補助循環に関連したセッション

<日本胸部外科学会・日本心臓血管外科学会・日本人工臓器学会・日本体外循環技術医学会>

日本人工臓器学会教育セミナー

日本体外循環技術医学会教育セミナー

人工心臓と補助循環懇話会(AHAC の会)

Destination Therapy(DT)研究会

# 2： 申請前の 3 年以内に補助人工心臓治療関連学会協議会植込型補助人工心臓実施基準  
管理委員会が承認した以下の研修プログラムに 1 回以上参加していること。

東京大・東京女子医大共催補助人工心臓研修コース

国立循環器病研究センター・JACVAS のコース

西日本補助人工心臓研修セミナー

東北・北海道地区補助人工心臓研修コース

九州・沖縄地区補助人工心臓研修コース

注) J-MACS への登録業務を認定後に希望する場合は、J-MACS 登録業務に関する所定の  
手続きを行うこと。

※この基準は 2023 年 1 月以降の申請から有効とする。